

東海旅客鉄道株式会社戦傷病者乗車券引換規則の一部改正（戦傷病者が特別車両又は寝台車に乗車する場合の取扱方の変更に伴う改正）

現行	改正
<p>(前略)</p> <p>(戦傷病者に対して引換えるとする乗車券類)</p> <p>第5条 戦傷病者が戦傷病者乗車券類引換証によって、旅客運賃又は急行料金を無料の取扱いで引き換えることのできる乗車券類は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 乗車券</p> <p>旅客営業規則（昭和62年4月東海旅客鉄道株式会社公告第1号。以下「旅客規則」という。）第18条第1号に規定する普通乗車券とする。</p> <p>（中略）</p> <p>2 戦傷病者が戦傷病者急行券引換証（甲種）及び戦傷病者急行券引換証（乙種）によって、指定席特急券、急行・指定特別車両券(A)、急行・寝台券及び急行・座席指定券を購入する場合は、次の各号に定めるところにより当該乗車券類と引き換えることができる。</p> <p>(1) 特別急行列車の特別車両以外の座席指定車に乗車する場合（第2号及び第3号に掲げる場合を除く。）は、自由席特急料金又は特定特急料金との差額を支払う。</p> <p>（中略）</p> <p>(4) 特別車両、<u>寝台車又は普通急行列車の座席指定車</u>に乗車する場合は、<u>所定の特別車両料金(A)、寝台料金及び座席指定料金</u>を支払う。</p> <p>（以下略）</p>	<p>(前略)</p> <p>(戦傷病者に対して引換えるとする乗車券類)</p> <p>第5条 戦傷病者が戦傷病者乗車券類引換証によって、旅客運賃又は急行料金を無料の取扱いで引き換えることのできる乗車券類は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 乗車券</p> <p>旅客営業規則（昭和62年4月東海旅客鉄道株式会社公告第1号。以下「旅客規則」という。）第18条第1号に規定する普通乗車券とする。</p> <p>（中略）</p> <p>2 戦傷病者が戦傷病者急行券引換証（甲種）及び戦傷病者急行券引換証（乙種）によって、指定席特急券、急行・指定特別車両券(A)、急行・寝台券及び急行・座席指定券を購入する場合は、次の各号に定めるところにより当該乗車券類と引き換えることができる。</p> <p>(1) 特別急行列車の特別車両以外の座席指定車に乗車する場合（第2号及び第3号に掲げる場合を除く。）は、自由席特急料金又は特定特急料金との差額を支払う。</p> <p>（中略）</p> <p>(4) 特別車両<u>又は</u>寝台車に乗車する場合は、<u>自由席特急料金又は特定特急料金と特別車両料金又は寝台料金及び旅客規則第57条の3第3項の規定により発売する指定席特急料金の合算額との差額</u>を支払う。<u>ただし、旅客の乗車する日が同条第1項第1号に定める期間内の日であるときは、所定の特別車両料金(A)又は寝台料金を支払う。</u></p> <p>(5) 普通急行列車の座席指定車に乗車する場合は、<u>座席指定料金</u>を支払う。</p> <p>（以下略）</p>

附則

この通達は、2023年4月1日乗車となるものから適用する。